

知多市公告第 55 号

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産貸付事業者の選定について、別添「無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付けに係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり実施するので、知多市プロポーザル方式実施要領第 9 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 26 日

知多市長 宮 島 壽 男

無人店舗型売店設置を目的とする
公有財産（建物）の貸付けに係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

1 業務の目的、プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

(1) 業務の目的

知多市役所において職員専用エリアに、食品等を販売する無人店舗型売店（食品販売が可能な自動販売機も含む）を設置することにより、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

(2) プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

無人店舗型売店を設置するにあたり、貸付価格のみの競争ではなく、販売価格、設備、設置後のアフターサービス等、総合的に判断する必要があるため。

2 業務概要

(1) 業務名

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

(2) 業務場所

愛知県知多市緑町1番地 知多市役所1階厚生室

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 貸付期間

令和7年9月1日から令和9年4月30日まで

(5) 貸付料

プロポーザル方式で決定した提案事業者から提案された貸付料

3 実施するプロポーザル方式の型及びその理由

(1) プロポーザル方式の型

公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本業務は、提案事業者ごとに特徴があり、広く提案者を募るため公募型を採用した。

4 契約候補者決定までのスケジュール

内容	日にち
実施要領等の公表	令和7年6月26日（木）
参加申込書提出期限	令和7年7月9日（水）午後4時まで
参加資格確認通知、提案書提出依頼	令和7年7月14日（月）
提案書提出期限	令和7年7月24日（木）午後4時まで
プレゼンテーション実施	令和7年8月4日（月）
審査結果通知、結果公表	令和7年8月8日（金）

5 参加資格及び手続等

(1) 参加資格

ア 令和6年度・令和7年度の知多市における入札参加資格の認定において「食料品」又は「リース・レンタル」で登録のある者であること（公募時点で登録はないものの、契約締結までに入札参加資格の審査が完了し、認められた場合は、登録のある者とみなす。）。

イ 法人であり、愛知県内に本店又は支店・営業所を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

エ 国税及び地方税の滞納がないこと。

オ 参加表明書の提出期限の日から契約候補者の特定の日までの期間において、知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止の措置を受けていない者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

キ 次の申立てがされていないこと。

（ア）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て

（ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ク その他、本プロポーザルについて、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。

(2) 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、4に示した指定の日時までに、次の「ア 提出物一覧」に指定する資料を提出し、参加表明を行うものとする。

ア 提出物一覧

（ア）参加申込書（様式1）

（イ）履歴事項全部証明書の写し又は登記簿謄本の写し

※直近3か月以内に発行されたもの

（ウ）国税、地方税を滞納していないことについて、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類の写し（直近1年度分）

※直近3か月以内に発行されたもの

（エ）法人の事業概要がわかる資料（会社のパンフレット等）

イ 参加申込書の入手方法

知多市ホームページからダウンロード、又は、知多市職員課にて交付する。

ウ 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて知多市職員課へ1部提出すること。

(3) 質問の提出及び回答

ア 質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書（任意様式）を知多市職員課のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXでの提出も可とする。

イ 提出期限

令和7年7月3日（木）正午まで（必着）

ウ 質問書に対する回答

質問に対する回答は、参加申込のあった全事業者に令和7年7月7日（月）正午までに電子メールにて回答する。

6 提案方法

参加申込者の参加資格の確認後、「提案書提出依頼書（様式2）」の送付を受けた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

次の事項を踏まえて提案すること。形式は原則A4版の印刷物とする。

(ア) 参加者概要

参加者の概要（事業内容等）、売店の運営方法及び運営実績等について

(イ) 営業時間

営業時間について

(ウ) 取扱商品

商品の種類、価格、季節による変化、取扱商品の特徴について

(エ) 食品衛生・安全管理

食品衛生、品質管理の体制、防犯等店舗運営上の安全管理について

(オ) 決済方法

決済方法の種類、キャッシュレス決済であれば使用できるクレジットカードや電子マネーについて

(カ) 店舗レイアウト

店舗のレイアウト案について

※車椅子の利用に配慮したレイアウトにしてください。

(キ) ごみの分別・回収

ごみの分別方法及び回収頻度等について

(ク) 運用計画

本案件の実施計画、設置・補充・回収等の具体的実施方法、緊急時の対応について

(ケ) アピールポイント

アピールできる事項又は優位性・特徴のある事項について

（例）災害時の支援等

ウ 見積書（任意様式）

1か月の貸付料を記載。消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記入。

エ その他参考資料等（任意様式）

設置する無人店舗型売店のカタログ、販売する商品の価格表 等

(2) フランチャイズ契約により応募する場合の注意点

フランチャイズ契約により応募する場合、次のア及びイに注意すること。

なお、本部が直営で事業運営を行う場合、本項は不要。

ア 本部が応募し、加盟者へ運営委託する場合

本募集においては、フランチャイズ本部が応募し、加盟者へ運営委託をするような形態も認めるものとする。この場合、申込者及び契約者はフランチャイズ本部とし、本事業運営に係る最終責任は本部にあるものとする。

運営委託を請け負う加盟者は法人に限るものとし、委託の相手方については市の承認を得るものとする。

イ 加盟者が単独応募する場合

加盟者としての単独応募も認めるものとする。その場合は、次の(ア)～(ウ)に注意すること。

(ア) 法人であること。

(イ) 応募資格は申込者である加盟者側にあること。

(ウ) フランチャイズ本部から使用許諾を受けた商標に係るノウハウ、実績等は本部のものも評価の対象とするが、経営安定性等の評価は、運営事業者たる加盟者のものを対象とする。したがって、「参加者概要」については加盟者のもの

を使用し、「運営実績」については本部のものと加盟者のものを両方記載すること。

なお、提出物の5(2)ア(ア)(イ)(ウ)は、加盟者のものを提出するものとし、(エ)は本部のものと加盟者のものを両方提出すること。

(3) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて知多市職員課へ「6(1)ア提案書(様式4)」1部とその他の提出書類(6(1)イ、ウ、エ)を各5部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

(4) 提出期限

令和7年7月24日(木)午後4時まで

(5) 提案書等の取扱い

ア 提案書等提出後の記載内容の変更は認めない。

イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。

ウ 提出された提案書等は、契約候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。

エ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

7 審査方法

(1) 特定手順

提出された提案書等は、知多市が設置する選定委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、契約候補者を特定する。

なお、提案事業者が1者の場合は、提案書等の内容により審査し、プレゼンテーションは実施しないものとする。

(2) プレゼンテーション(選定委員会)

ア 日時

令和7年8月4日(月)午後2時から

イ 場所

知多市役所書庫棟2階会議室1

ウ 説明時間

30分以内(説明15分質疑15分)

エ 出席者

2名以内

オ その他

(ア) プレゼンテーションの資料は、提出した提案書等の内容とし、追加資料の提出は認めない。ただし、当日動画を使用しプレゼンテーションをする場合はこの限りでない。

(イ) 提出した提案書等によるプレゼンテーションは、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとする。

なお、プロジェクター、スクリーン、電源は知多市が用意する。プレゼンテーションに用いる機器等を持込む場合は、前日までに連絡すること。

(ウ) プレゼンテーションの開始時刻は、後日通知する。

8 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

知多市が設置する選定委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容

により総合的に判断し、（２）の評価基準により審査する。その結果、各委員の点数を合算し平均点を出し、上位１者を契約候補者とする。ただし、最も評価が高かった者が２者以上いる場合は、選定委員会で協議の上、順位を決定する。

なお、提案事業者が１者の場合は、提案書等の審査の結果、基準（平均点60点以上の得点）を満たせば契約候補者とする。

（２）評価基準

評価項目		評価基準	配点
会社概要・実績等	店舗形態	売店の運営方法は適切か。	５点
	実績	他の売店等の実績はあるか。	５点
取扱商品・サービス・衛生面	営業時間	営業時間は適切か。	10点
	取扱商品	取扱商品の豊富さ、価格割引があるか。	20点
	食品衛生・安全管理	食品の管理、運営上の安全管理が適切か。	10点
	決済方法	決済方法の種類は豊富か。	10点
	店舗レイアウト	商品の配置、通路幅は適切か。	10点
	ごみの分別・回収	ごみの分別及び回収について適切か。	５点
貸付金額		貸付金額は適切か。	５点
運用計画		実施計画、設置・補充・回収の実施方法等は適切か。	10点
アピールポイント		職員の福利厚生につながる提案があるか。	10点
合計			100点

（３）その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過や結果など、審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申立ても一切認めない。

９ 審査結果の通知及び公表

（１）審査結果の通知

令和７年８月８日（金）に「提案書特定通知書（様式５）」又は「提案書非特定通知書（様式６）」を提案事業者に通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

（２）審査結果の公表

審査結果については、知多市のホームページにて公表する。

１０ その他留意事項

（１）提案は１事業者１提案とする。

（２）参加表明を取下げの場合は、令和７年７月２２日（火）午後４時までに知多市職員課

へ電子メールで連絡すること。

- (3) 提案書に記載された業務執行体制（統括責任者、担当者等）の契約後の変更は、原則認めない。
- (4) 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- (5) 電子メールの通信事故があった場合でも、知多市は一切の責任を負わない。
- (6) プロポーザルにおいては、本業務に適した契約候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。市は、契約候補者との間で、提案書等を踏まえた協議を行った上で、地方自治法（昭和22年法第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

1 1 担当部課及び連絡先

【事務局】

知多市企画部職員課 人事給与チーム 鳥居、月東

〒478-8610 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2643（直通）

FAX 0562-32-1010

E-mail shokuin@city.chita.lg.jp

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付けに係る仕様書

1 業務名

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

2 貸付期間

貸付期間は、令和7年9月1日から令和9年4月30日まで（20か月）とする。ただし、市が必要と認める場合は、市と出店者が協議の上、20か月を限度として契約更新することができる。

3 貸付物件

所在地	知多市緑町1番地	
設置場所	知多市役所1階厚生室内	
設置可能面積 (幅×奥行)	10.08㎡(3.6m×2.8m) ※ 高さ2.75m	
所管課	職員課 ※ただし、施設管理は総務課	
使用用途	職員向け売店	
内装・設備	床	ビニル床タイル
	壁	せっこうボードEP
	天井	ロックウール化粧吸音板
	設備	空調あり、給排水あり、コンセント20口(100V)、手洗あり

備考

- ・冷蔵庫用コンセントあり。
- ・厚生室は職員専用スペースとなっており、昼休み等に利用している。
※厚生室には、飲料用自動販売機1台、電子レンジ2台あり。
- ・現地見学を希望する場合は、知多市企画部職員課へ連絡し、日程調整の上、職員立会いのもとで現地確認を行う。

4 契約候補者選定方法

提出された提案書等や、プレゼンテーションの内容により、審査委員会において総合的に審査を行い、上位1者を契約候補者とする。

なお、提案事業者が1者のみだった場合、プレゼンテーションは実施せず、提出された提案書等の内容により、審査委員会において総合的に審査を行い、基準（平均点60点以上の得点）を満たせば契約候補者とする。

5 無人店舗型売店の設置条件

(1) 事業者の施設使用形態

無人店舗型売店の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、市が事業者に対し、公有財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。（知多市公有財産管理規則（昭和51年知多市規則第15号）第22条の4）

(2) 貸付料及び電気料金の支払い

貸付料は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満切捨て）に20月を乗じた金額とする。支払いがある場合は年1回払いとし、令和7年度分（9月から3月）は令和7年9月末日、令和8年度分（4月から3月）以降は当該年度の4月末日までに、総務部総務課（以下「総務課」という。）が発行する納入通知書により一括納付するものとする。

電気料金の支払いは、総務課が発行する納入通知書により納付するものとする。

(3) 必要経費

無人店舗型売店の設置及び撤去に要する工事費、移転費、通信費、修繕費、その他売店の営業に係る一切の費用は全て事業者の負担とする。

(4) 設置の条件

ア 貸付開始は令和7年9月1日からとし、営業開始は遅くとも令和7年10月1日までとする。

イ 販売品目は、食品及び清涼飲料水、日用品、事務用品とし、酒類・たばこの販売は行わないこと。

食品はパン、菓子、栄養補助食品、弁当及びこれらに類するもの等とし、多品目の構成に努めること。

清涼飲料水は、缶、ペットボトル、又はパックの容器とすること。

なお、販売商品、販売価格については、契約候補者決定後に市と協議すること。

ウ 決済方法は事業者の企画提案によるものとし、決済に必要なとなる機器類は、事業者負担とする。

エ 店内レイアウトについては自由とするが、混雑時を見据えた決済スペースも確保すること。

オ 設備についてはできる限り省エネに配慮したものを設置すること。

カ 電力使用量計測用子メーターの設置又は消費電力量の分かる資料の提出をすること。

キ 事業者決定後、無人店舗型売店を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。ただし、フランチャイズ本部が応募・決定した後に、本部とフランチャイズ契約を締結した加盟者に当事業の運営を委託し、本事業に係る最終責任を本部が負う場合を除くものとする。

ク 事業者は、本件賃借に係る売上状況等を別に指定する期日までに、市に提出すること。

(5) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理及び店舗内の維持管理等については、事業者が行うこと。

また、商品の消費期限及び衛生管理に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び搬出経路については、市の指示に従うこと。

ウ 関係法令等遵守の徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 冷蔵庫等を設置する場合、据付面を十分に確認し、耐震対策を考慮した上で安

全に設置すること。

また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 設備設置に伴う事故は、市の責めに帰することが明らかな場合を除き、事業者がその責めを負う。

また、機器搬入の際は、建物の床や壁面等が傷つかないように養生を行うなどの措置をとること。

カ 故障、苦情、問い合わせ等については事業者の責任において速やかに対応すること。

キ 貸付期間満了前に自己都合により無人店舗型売店を撤去しようとする場合は、市に対し撤去しようとする日の3か月前までに書面により通知すること。

なお、この場合、納付済みの貸付料及び電気料金は還付しない。

(6) 原状回復

事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、事業者は、原状回復に際し、一切の補償を市に請求することができない。

6 売上状況等の報告

(1) 定期報告

事業者は、本件貸付に係る無人店舗型売店の売上状況を次のとおり指定する期日までに、市に報告すること。

ア 内容

売上金額（単位は円）

イ 報告期限

(ア) 令和8年4月末日（営業開始日～令和8年3月31日分）

(イ) 令和9年5月末日（令和8年4月1日～令和9年4月30日分）

(2) 随時報告

設備の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合

は、速やかに市に報告すること。

7 その他

仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と事業者の協議によって決定するものとする。

8 参考

- (1) 当該施設の正規職員数 337名（令和7年6月1日時点）
- (2) 上記の他、会計年度任用職員（約150人）も厚生室を利用
- (3) 厚生室のコンセント等は別紙「厚生室設備」を参照

<問い合わせ先>

〒478-8610 知多市緑町1番地

知多市企画部職員課（知多市役所2階）

電 話 0562-36-2643

FAX 0562-32-1010

E-mail shokuin@city.chita.lg.jp

時間 午前9時から午後4時まで

（休日・祝日及び正午から午後1時までは除く。）

無人店舗型売店設置を目的とする
公有財産（建物）の貸付けに係る
公募型プロポーザル
様式集

様式 1

参加申込書

年 月 日

知多市長 宮 島 壽 男 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者の氏名

年 月 日付けで実施の公告がありました、下記の業務について、公募型プロポーザル方式への参加を希望するため、必要書類を添えて申し出ます。

記

1 業務の名称

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

2 連絡担当者

(1) 所属

(2) 氏名

(3) 電話番号

(4) F A X 番号

(5) 電子メールアドレス

様式 2

提案書提出依頼書

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで貴社より参加の申出のあった下記の業務について、
貴社を提案書提出者の資格を有する者として認めます。

つきましては、 年知多市公告 号に従い、提案書を提出してください。

記

業務の名称 無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

様式 3

公募型プロポーザル方式不適格通知書

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで貴社より参加の申出のあった下記の業務について、
貴社は、参加資格を有しないと認められるため、提案書を提出することはできませんので通知します。

記

1 業務の名称

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

2 参加資格を有しないと認めた理由

3 その他

この通知を受けた日の翌日から起算して5日（知多市の休日を定める条例（平成2年知多市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、
書面により、参加資格を有しないと認めた理由についての説明を求めることができます。

様式 4

提案書

年 月 日

知多市長 宮 島 壽 男 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者の氏名

下記の業務について、提案書を提出します。

記

1 業務の名称

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

2 添付書類

本実施要領[6（1）提出書類]に記載する書類

提案書特定通知書

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで提案書を提出していただいた下記業務について、
プロポーザル方式で選定した結果、貴社の提案が総合的に最適であると認め、特定
しました。

つきましては、貴社を特定者（優先交渉権者）として決定し、契約交渉に入り、
随意契約を締結します。

なお、随意契約の手続きについては、後日連絡します。

記

1 業務の名称

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

2 選定結果

順位 最優秀提案 1 位 得点 点

連絡担当者 知多市企画部職員課

電話番号 0562-36-2643（直通）

F A X 番号 0562-32-1010

電子メールアドレス shokuin@city.chita.lg.jp

提案書非特定通知書

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで提案書を提出していただいた下記業務について、
プロポーザル方式で選定した結果、貴社の提案書は、特定されませんでしたので通知します。

なお、今回のプロポーザル方式での選定にあたり、ご多忙の中、ご協力をいただき誠にありがとうございました。今後とも、貴社の益々のご発展をご祈念申し上げ、お礼に替えさせていただきます。

記

1 業務の名称

無自店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

2 特定した提案書の提出者名

3 非特定理由

4 その他

この通知をした日の翌日から起算して5日（知多市の休日を定める条例（平成2年知多市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

連絡担当者 知多市企画部職員課

電話番号 0562-36-2643（直通）

F A X 番号 0562-32-1010

電子メールアドレス shokuin@city.chita.lg.jp

様式 7

次点交渉権者決定通知書

年 月 日

様

知多市長 宮 島 壽 男

年 月 日付けで提案書を提出していただいた下記業務について、
プロポーザル方式で選定した結果、貴社の提案書は、特定には至りませんでした、
第2位の評価となりましたので、次点交渉権者に決定されました。

つきましては、貴社を次点交渉権者として決定し、優先交渉権者が契約を締結し
ない場合は、貴社と契約交渉に入り、随意契約を締結します。

なお、今回のプロポーザル方式での選定にあたり、御多忙の中、御協力をいた
さき誠にありがとうございました。今後とも、貴社の益々の御発展を御祈念申し上げ、
お礼に替えさせていただきます。

記

1 業務の名称

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

2 選定結果

順位 2 位 得点 点

3 特定した技術提案書の提出者名

4 非特定理由

5 その他

この通知をした日の翌日から起算して5日（知多市の休日を定める条例（平成
2年知多市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、書

面により、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

連絡担当者 知多市企画部職員課

電話番号 0562-36-2643（直通）

F A X 番号 0562-32-1010

電子メールアドレス shokuin@city.chita.lg.jp

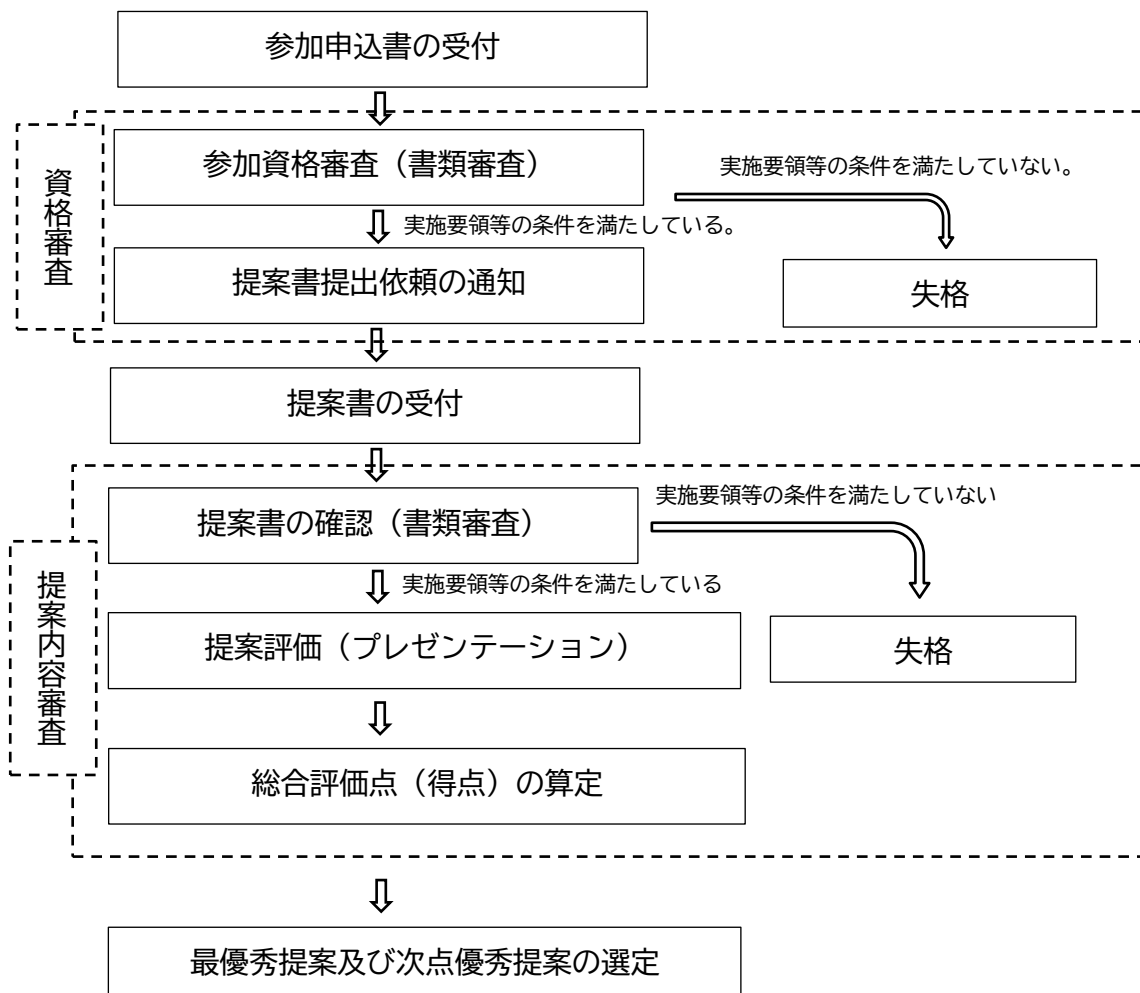
無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付けに係る 公募型プロポーザル事業者選定基準

1 総則

この事業者選定基準は、「無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付けに係る公募型プロポーザル実施要領」と一体のもので、事業者の選定に当たり、申込者のうち、最も優れた提案を客観的に評価・選定するための方法、基準等を示すものである。

2 事業者選定の手順

市は、次の手順で総合的に評価・審査を行い、事業者を選定する。



3 資格審査

市は、申込者から提出された参加申込書及び添付資料により、実施要領等に記載された申込者の資格要件を確認し、提案書提出の対象となる者を選定して、結果を申込者に通知する。

なお、申込者が実施要領等に規定する資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

4 提案内容審査

市は、無人店舗型売店設置を目的とする公有財産貸付事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申込者から提出された提案書の内容について、プレゼンテーション及び申込者から提出された見積書をもとに提案評価点を算出する。提案書の内容が実施要領等の要件を満たしていない場合には、当該提案書を提出した申込者は失格とする。

■提案内容審査評価項目及び配点表

評価項目		評価基準	配点
会社概要・実績等	店舗形態	売店の運営方法は適切か。	5点
	実績	他の売店等の実績はあるか。	5点
取扱商品・サービス・衛生面	営業時間	営業時間は適切か。	10点
	取扱商品	取扱商品の豊富さ、価格割引があるか。	20点
	食品衛生・安全管理	食品の管理、運営上の安全管理が適切か。	10点
	決済方法	決済方法の種類は豊富か。	10点
	店舗レイアウト	商品の配置、通路幅は適切か。	10点
	ごみの分別・回収	ごみの分別及び回収について適切か。	5点
貸付金額		貸付金額は適切か。	5点
運用計画		実施計画、設置・補充・回収の実施方法等は適切か。	10点
アピールポイント		職員の福利厚生につながる提案があるか。	10点
合計			100点

(1) 評価点の計算

選定委員会は、企画提案書に記載された内容について、次に示す4段階評価により、その評価に応じた提案評価点を算出する。

算出に当たっては、前表の評価項目の内容（貸付金額の価格評価を除く。）ごとに、各委員が個別に評価を行い、その平均点を当該申込者の提案評価点とする。提案評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

評価	判断基準	提案評価点の算出方法
A	大変優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	やや優れている	各項目の配点×0.5
D	標準的である	各項目の配点×0.25

(2) 価格評価点の計算

価格評価点は、見積書から、次の式により算出する。価格評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{当該申込者の提案価格}}{\text{最高提案価格}} \times 5 \text{点}$$

(3) 総合評価点（得点）

提案評価点と価格評価点を合計し、申込者ごとの総合評価点（得点、100点満点）を算出する。

(4) 最優秀提案及び次点優秀提案の選定

市は、総合評価点（得点）の最も高い提案を最優秀提案に、次点の提案を次点優秀提案として選定する。

なお、総合評価点（得点）の最も高い提案が2つ以上あるときは、選定委員会での協議により決定する。

公有財産貸付契約書（案）

貸付人知多市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産（建物）について貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	設置場所	貸付面積
知多市緑町1番地	知多市役所1階厚生室の一部	10.08㎡

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を無人店舗型売店の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に供し、自らが使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、本契約書及び仕様書の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年9月1日から令和9年4月30日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われないものとする。ただし、甲が必要と認める場合は、甲、乙協議の上、契約更新できるものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に、乙に対して貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨を書面により乙に通知した場合、当

該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

(貸付料)

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

(貸付料等の支払)

第7条 乙は、前条の貸付料を次のとおり、甲の発行する納入通知書により、令和7年度分は9月30日までに、令和8年度分以降は、当該年度の4月30日までに当該年度分を甲に納入しなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

令和7年度分 金 円

令和8年度分 金 円

令和9年度分 金 円

2 乙は、貸付料のほかに電気料金を別途納めなければならない。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の規定に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料金（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び全額が1,000円未満の金額は切り捨てる。）に対し、知多市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成11年知多市条例第12号）の規定に基づく割合で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又は延滞金は徴収しないものとする。

(充当の順序)

第9条 乙が貸付料等及び延滞金を納入する場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当するものとする。

(契約保証金)

第10条 乙は、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）第34条の規定に該当するので、契約保証金の納付は免除とする。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、本契約締結後、貸付物件に隠れた瑕疵^{かし}があつた場合でも、甲に対し貸付料等の免除、損害賠償等の請求をすることはできないものとする。

(維持管理義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理をするものとし、貸付物件の形状を変更し、又は工作物を新たに増設又は撤去しようとする場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

2 乙は、前項に係る作業を行う場合は、甲が指定する日に行うものとする。

3 乙は、貸付物件の全部又は一部が汚損し、毀損し、又は滅失した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(維持管理費用等)

第13条 甲は、貸付物件について、維持管理及び補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持管理及び補修に要する費用については、全て乙の負担とし、乙の都合により貸付けを取り止めた場合及び乙の責に帰すべき事由により甲が貸付けを取り消し、又は変更した場合においても甲に請求しないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は貸付物件を第三者に貸し付け、本契約によって生じる権利等を譲渡し、又はその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要に応じて、貸付物件の使用状況等について、報告又は資料の提出を乙に求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告書に疑義があるときは、甲自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告書の提出を怠り、実地調査を拒み、又は妨げては

ならない。

(違約金)

第16条 乙は、第4条に規定する貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条の規定に違反した場合は、契約金額の3分の1の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

(2) 第3条及び第15条の規定に違反した場合は、契約金額の全額

2 前項の違約金は、第23条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除又は変更することができる。

(1) 乙が、本契約に規定する義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙の手形及び小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎の行政財産としての用途又は目的を乙

が妨げると認めたとき。

(11) 前条第1項に規定する事由が生じたとき。

(12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求できないものとする。

3 乙は、その責に帰することができない理由により、この貸付物件が汚損し、毀損し、又は滅失した場合において、その残存部分のみでは契約の目的が達成できないときは、本契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象と

なった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が

経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 第1項の規定により、本契約を解除した場合においては、甲は、乙に損害を及ぼしてもその責を負わない。

(原状回復)

第20条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は前3条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第21条 甲は、第17条第1項第2号の規定により、本契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により乙に返還する。

(損害賠償等)

第22条 乙は、本契約に規定する義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第23条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は第17条から第19条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、

必要経費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（契約の費用）

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第25条 本契約に関して疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第26条 本契約について訴訟が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 愛知県知多市緑町 1 番地

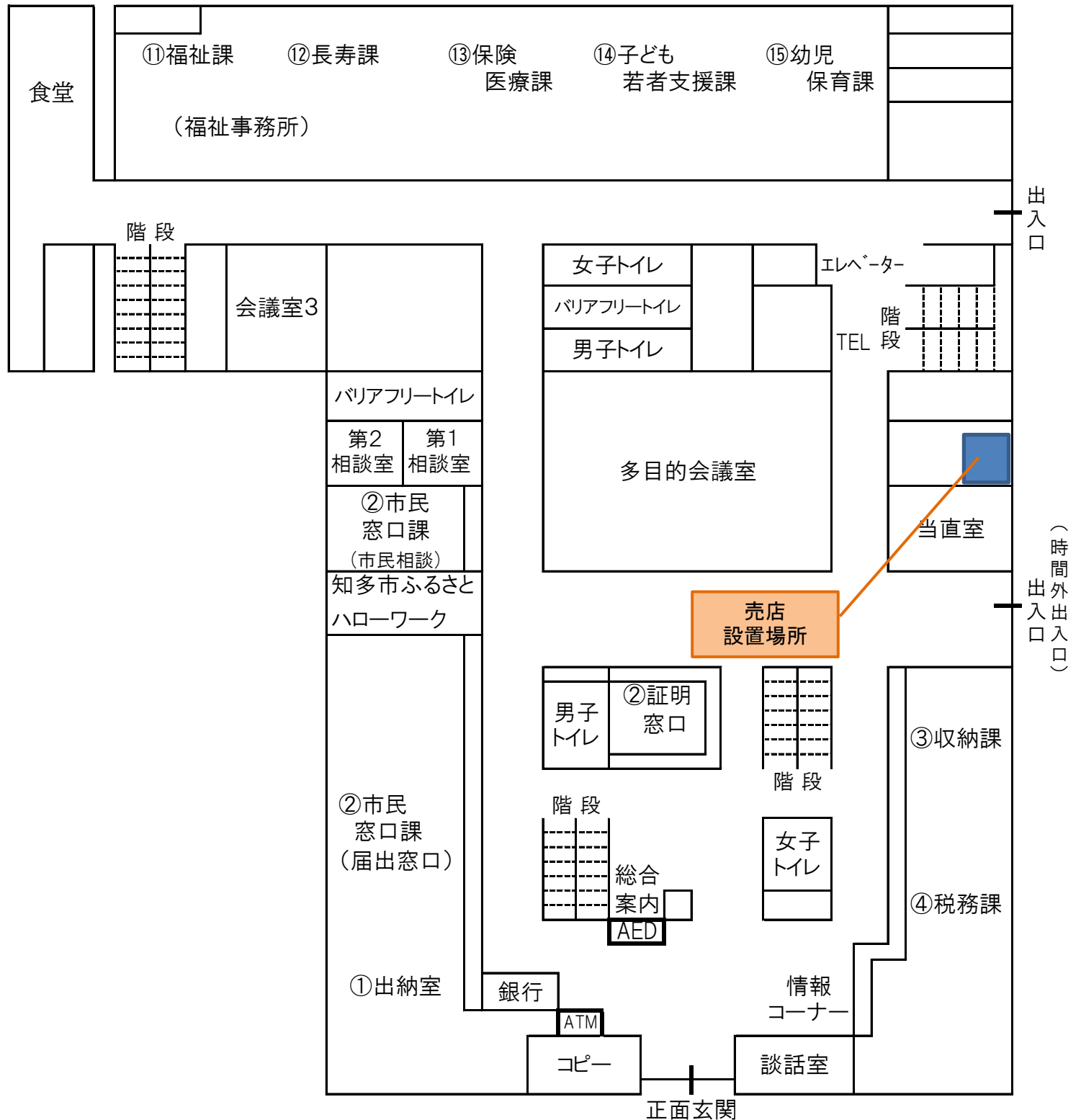
知多市

知多市長 宮 島 壽 男 印

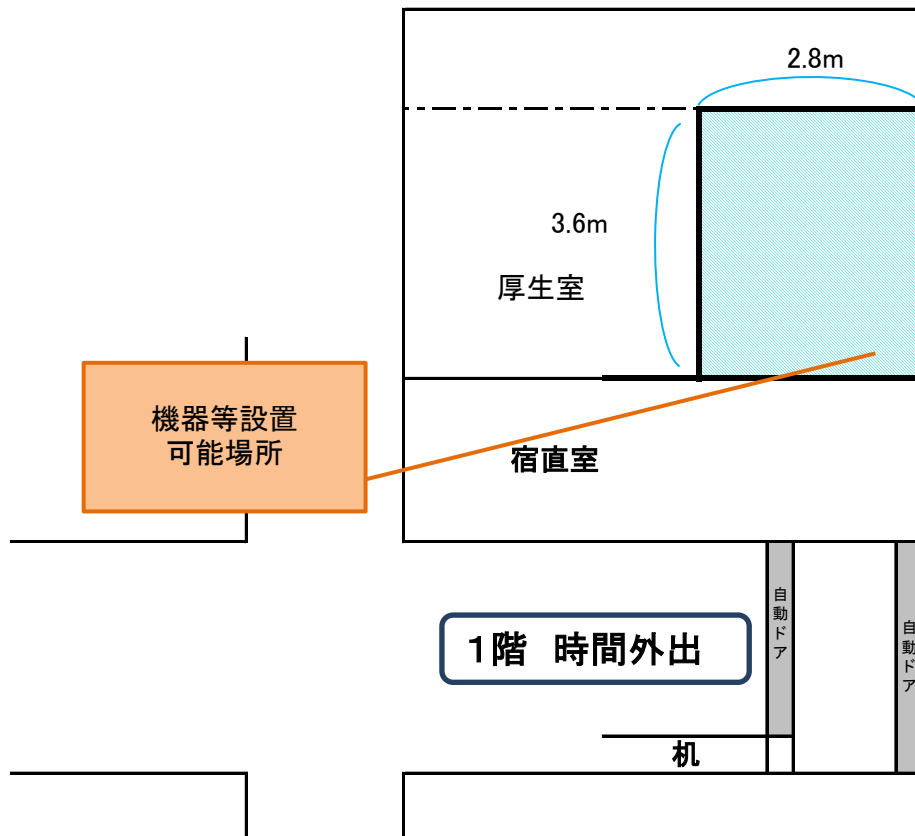
乙

印

自動販売機（飲料）設置場所 （庁舎 1 階）



自動販売機(飲料)設置場所



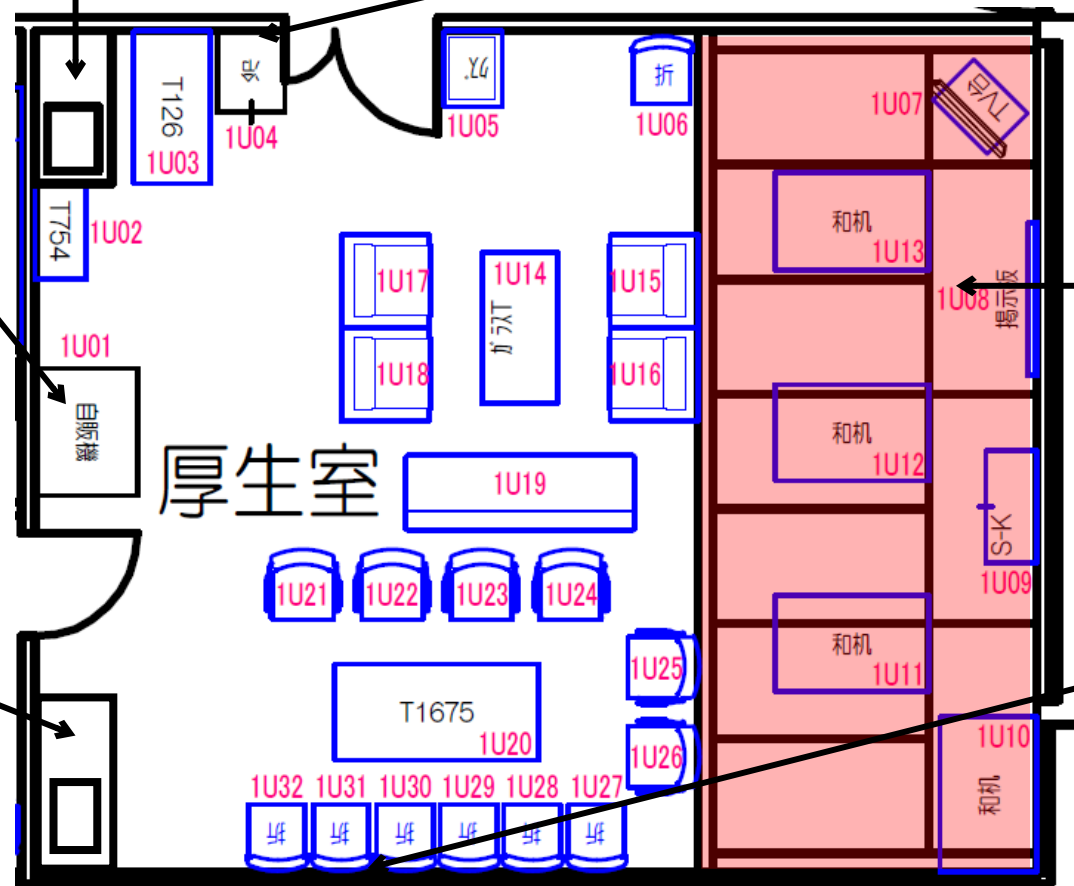
厚生室設備

右：紙カップ自販機 ※残置
左：自販機裏1口

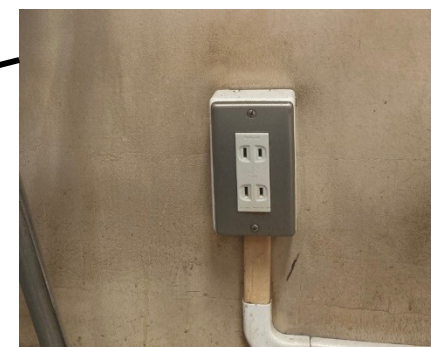
冷蔵庫 ※残置



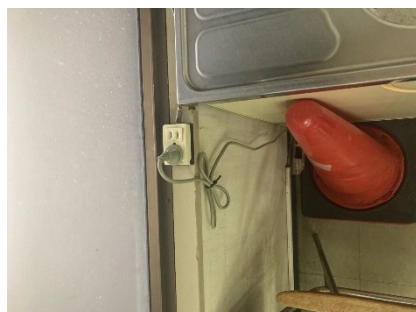
※造作家具につき移動できません



※小上がりのため使用できません



給水



※実施に当たり、机・椅子は移動可能です